

第5章 ecoで防災・減災

第2節 環境モニタリング体制の整備による環境被害対策の推進

1 現状と課題

東日本大震災以降、原子力発電所の事故及び周辺で災害が発生した場合における放射能による環境への影響が懸念されています。

また、本県は南海トラフ巨大地震及び津波による被害や中央構造線など活断層の直下型地震の被害を受ける地域が多く、その可能性も高まっています。

このため、平時から環境中における放射能の状況を把握しておくとともに、地震や津波が発生した場合における有害物質の環境への漏洩による二次災害を防止するための体制を整備しておく必要があります。



東日本大震災被災状況(宮城県石巻市)

2 本県の取組

本県では、平成元年度から平成24年度まで文部科学省、平成25年度から原子力規制庁の委託事業として環境放射能水準調査を実施しているほか、徳島県生活環境保全条例に基づき、事業者が取り扱う化学物質の量を把握し、県に報告する制度を設けています。

また、県下の主要な企業との間で関係市町とともに環境保全に関する協定を締結し、情報の共有に努めています。

(1)「環境放射能水準調査」の実施

原子力発電施設等の周辺においては、立地県によって放射能監視事業が実施されていますが、この監視事業の成果を高めるため、より広範囲な地域(隣接県等)で環境放射能水準調査を実施し、その結果と放射能監視データとの比較検討を行うことにより、放射能の影響の正確な評価を行っています。

本県では、平成元年度から国の委託事業として行っており、平時は定時降水の全ベータ放射能測定及び大気浮遊じん・降下物・陸水(蛇口水)・土壌・精米・野菜・牛乳の核種分析を行うとともに、モニタリングポストにより空間放射線量率の測定を実施しています。

上水(蛇口水)のゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析結果、人工放射性核種(ヨウ素131, セシウム134, セシウム137)は検出されていません。検出下限値は測定条件により変動がありますが、1リッ

トルあたり0.1~0.2ベクレル程度です。

降下物(ちり, ほこり, 雨等)のゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析結果、人工放射性核種(ヨウ素131, セシウム134, セシウム137)は検出されていません。検出下限値は測定日により変動がありますが、1㎡あたり2~5ベクレル程度です。

土壌のゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析結果、人工放射性核種(ヨウ素131, セシウム134, セシウム137)はヨウ素131については検出されず、セシウムについても平常時の検出範囲内です。

精米のゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析結果、人工放射性核種(ヨウ素131, セシウム134, セシウム137)は検出されていません。

野菜のゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析結果、人工放射性核種(ヨウ素131, セシウム134, セシウム137)は検出されていません。

牛乳のゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析結果、人工放射性核種(ヨウ素131, セシウム134, セシウム137)は検出されていません。



環境放射能モニタリングポスト(徳島保健所)

(2) 化学物質保有量の把握

化学物質による環境リスクを低減させるためには、事業者による化学物質の自主管理及び排出削減対策の促進が必要不可欠です。そのため、徳島県生活環境保全条例に基づき、事業者が化学物質の適正な管理を講ずべき措置について定めた「指定化学物質適正管理指針」を公表し、一定要件を満たす事業者については、自らが取り扱う化学物質の量を把握し、県に報告することを義務づけています。

(3) 環境保全協定等事業者との連携

地域住民の健康を保護し、良好な生活環境を保全するためには、各種の環境関係法令等の規制に係る一律の対策に加えて、地域の実情に応じたきめ細かい対策を推進することが必要です。

環境の保全に係る協定は、地方公共団体が、地域に立地する、または立地しようとする事業者との間で、

相互合意に基づき、環境保全のために事業者がとるべき措置について取り決めを行うものです。

この取り決めの中に事業者が環境等の状況を常に把握するために、工場等及びその周辺の調査測定を行うことになっています。そしてその記録を地方公共団体に提出していただくことで情報の共有化を図っています。

さらに、緊急時における環境汚染発生リスクの低減対策を推進するため、工場等に対する立入調査時に対策の状況について確認等を行い、災害時における有害物質の漏出防止や対応体制の整備についても事業者に働きかけています。

3 今後の取組

今後とも、環境放射能水準調査を実施するほか、事業者が取り扱う化学物質の量を把握に努めます。

また、県下の主要な企業及び関係市町との情報の共有化を図ります。

さらに、災害の規模・地域性などの特性に応じたモニタリング体制の整備を進めます。

第5章 ecoで防災・減災

第3節 災害廃棄物対策の推進

1 現状と課題

平成23年に発生した東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、さまざまな災害廃棄物が混ざり合い、これまでの災害をはるかに超えた被害が広範囲に発生したため、市町村では混乱を生じ、災害廃棄物処理に時間を要しました。

このため、本県においては、平成27年3月、南海トラフ巨大地震や近年大型化する傾向にある台風などの災害から、速やかに復旧・復興するため、「徳島県災害廃棄物処理計画」を策定しました。



写真提供：仙台市

2 今後の取組み

今後は、この計画を基に作成した「市町村災害廃棄物処理計画ガイドライン」を活用するなど、市町村計画の策定について、積極的に支援します。